

鋸南町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱 (令和元年8月5日鋸南町告示第45号)

最終改正:令和5年3月31日鋸南町告示第37号

改正内容:令和5年3月31日鋸南町告示第37号 [令和5年4月1日]

○鋸南町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱

令和元年8月5日鋸南町告示第45号

改正

- 令和2年3月30日鋸南町告示第25号
- 令和3年11月1日鋸南町告示第83号
- 令和4年4月1日鋸南町告示第95号
- 令和5年3月31日鋸南町告示第37号

鋸南町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消のため、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、鋸南町補助金等交付規則(昭和51年鋸南町規則第5号)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する東京都の特別区の区域をいう。
- (3) マッチングサイト 千葉県地域しごとマッチング支援事業により開設されたインターネットサイトをいう。
- (4) 起業支援金 公益財団法人千葉県産業振興センターが地域課題解決型起業支援事業により交付する補助金をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
- (6) 転入 本町へ住居を移し、かつ、本町の住民基本台帳に登録されている者となることをいう。
- (7) 転出 本町から住居を移し、又は、本町の住民基本台帳に登録されていない者となることをいう。

(対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者は、申請時において次の第1号の要件に該当し、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかの要件に該当し、2人以上の世帯の申請の場合にあっては、それらに加え、第6号の要件に該当する者とする。

(1) 次のア、イ及びウのいずれにも該当すること。

ア 次に掲げる移住元に関する要件のいずれかに該当すること。ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 転入の直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 転入の直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入の3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

イ 次に掲げる移住先に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 移住支援金の申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。

(イ) 移住支援金の申請日から5年以上継続して町に居住する意思を有していること。

ウ 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)でないこと。

(イ) 次のいずれかに該当する行為(b又はcに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)でないこと。

a 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は損害加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

b 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又これらに準ずる行為

c 千葉県及び町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団

- 体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (ウ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
 - (エ) 日本人であること、又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかが在留資格を有すること。
 - (オ) 申請者及び申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、過去に移住支援金の支給を受けていないこと。
 - (カ) 市区町村民税等を滞納していないこと。
 - (キ) その他町長が移住支援金の対象として不相当と認められた者でないこと。
- (2) 次に掲げる就職に関する要件のいずれにも該当すること。
- ア 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。
 - イ 就業先が移住支援金の対象企業としてマッチングサイトに掲載されている求人であること。
 - ウ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。
 - オ イの求人への応募日が移住支援金の対象企業としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。
 - カ 当該法人に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) 千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用して就業した者であつて、次のいずれにも該当すること。
- ア 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。
 - イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在籍していること。
 - ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (4) テレワークにより移住前の業務を継続する者であつて、次のいずれにも該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (5) 移住支援金の申請日まで1年以内に、起業支援金の交付決定を受けていること。
- (6) 次に掲げる世帯に関する要件のいずれにも該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元で同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時に同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月5日以後転入をしたこと。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時に転入後3箇月以上1年以内であること。
 - オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも第1号ウの(ア)から(ウ)まで並びに(オ)及び(カ)の全てに該当すること。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、単身世帯の申請の場合にあつては60万円とする。

2 前項の2人以上の世帯の申請の場合であつて、申請の属する年度の4月1日時点における年齢が18歳未満の世帯員(当該申請者及びその配偶者を除く。以下同じ。)が申請者と同時に転入したときは、前項に規定する移住支援金に100万円を加算して得た額を交付するものとする。

3 前項の加算は、令和5年5月1日以後に転入した者に限り交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添え、当該年度の2月末日(当該日が休日である場合には、休日の翌日)までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 全員が提出する書類
- ア 本人確認書類(写真付き身分証明書等の提示により本人確認できる書類)
 - イ 移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類)
 - ウ 前年度分の市区町村民税等に滞納がないことを証する書類
- (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者が提出する書類
- ア 東京23区で就業していた企業等の就業証明書(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主が提出する書類
- ア 開業届出済証明書等(移住元での勤務地を確認できる書類)
 - イ 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)
- (4) 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類
- ア 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
 - イ 東京23区内で就業していた企業等の就業証明書(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (5) 第3条第2号及び第3号の要件に該当する申請者にあつては、就業先企業等の就業証明書(別記第2-1号様式)

(雇用形態、応募日等を確認できる書類)

(6) 第3条第4号の要件に該当する申請者にあつては、テレワークに関する所属先企業等の就業証明書(別記第2-2号様式)

(7) 第3条第5号の起業支援金の交付決定を受けている者にあつては、起業支援金交付決定通知書

(8) 第3条第6号の2人以上の世帯の申請の場合は、移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による提出があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかにUIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付決定通知書(別記第3号様式)により、当該提出を行った者に通知するものとする。ただし、審査の結果移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由により当該年度における移住支援金を交付しない場合には、UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が移住支援金の交付を請求しようとするときは、UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付請求書(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第8条 町長は、UIJターンによる起業・就業者等創出事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める移住支援金の額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 移住支援金の全額

ア 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき。

イ 移住支援金の申請日から3年未満に転出をしたとき。

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出をした場合 移住支援金の半額

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日鋸南町告示第25号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則 (令和3年11月1日鋸南町告示第83号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の鋸南町UIJターンによる起業・創業者等創出事業移住支援金交付要綱の規定は、令和3年11月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月1日鋸南町告示第95号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第4条第2項及び第3項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月31日鋸南町告示第37号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の鋸南町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

別記第1号様式 (第5条関係)

年 月 日

鋸南町長 様

U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付申請書

鋸南町U I J ターンによる起業・就業者等創出事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	①		西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業 (千葉県マッチングサイト)		起業	上記家族のうち18歳未満の者の人数	人
		就業 (千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点事業)		テレワーク	交付請求額	円

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「鋸南町U I J ターンによる起業・就業者等創出事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、鋸南町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
支給要件の該当性等を審査するため、転入日及び世帯状況等を公簿により確認すること		A. 同意する		B. 同意しない
(千葉県マッチングサイト就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 鋸南町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区への通勤者及び通学者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤・通学履歴

※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業・通学先	通勤・通学先住所

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度/行くことはない/その他()

管理コード(千葉県及び鋸南町使用欄)	
--------------------	--

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 鋸南町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱に関する報告及び立入調査について、千葉県及び町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、鋸南町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱第9条の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に鋸南町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に鋸南町以外の市区町村に転出した場合：

半額
別紙 2

鋸南町UIJターンによる起業・就業者等創出事業に係る個人情報の取扱い

- 1 千葉県及び鋸南町は、鋸南町UIJターンによる起業・就業者等創出事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
また、千葉県及び鋸南町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 2 鋸南町は、公益財団法人千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業の交付決定を受けている対象者の場合、次の(1)から(3)までの事項の取り扱いをします。
 - (1) 鋸南町は、移住支援金の交付を決定した場合、公益財団法人千葉県産業振興センターに対し、交付決定対象者の氏名及び交付決定日を、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて通知します。
 - (2) 公益財団法人千葉県産業振興センターが千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消した場合、鋸南町は、鋸南町が移住支援金に係る交付決定取消事務を行うために必要な範囲で、公益財団法人千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金に係る交付決定取消に関する情報の提供を受けます。
 - (3) 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る伴走支援が必要であるとして公益財団法人千葉県産業振興センターから求めがあった場合、鋸南町は、鋸南町の把握している住所及び連絡先を公益財団法人千葉県産業振興センターに情報提供します。

別記第2 - 1号様式 (第5条関係)

年 月 日

鋸南町長 様

所在地
 事業者名 ⑩
 代表者名
 電話番号
 担当者

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
応募の種別 (いずれかを選択)	<input type="checkbox"/> 千葉県マッチングサイト <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材戦略拠点事業
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用している場合のみ	目標達成後に離職することが前提ではない

鋸南町UIJターンによる起業・就業者等創出事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、千葉県及び鋸南町の求めに応じて、千葉県及び鋸南町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

別記第2 - 2号様式 (第5条関係)

年 月 日

鋸南町長 様

所在地
 事業者名 ⑩
 代表者名
 電話番号
 担当者

就業証明書 (移住支援金 テレワーク要件申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、研修等含む) ではない
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

鋸南町UIJターンによる起業・就業者等創出事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、千葉県及び鋸南町の求めに応じて、千葉県及び鋸南町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

別記第3号様式 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

鋸南町長

U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付決定通知書

鋸南町U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

(備考)

- 1 町長は、鋸南町U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱第9条の規定により、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に鋸南町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金交付要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に鋸南町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 町長は、鋸南町U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱に基づき、鋸南町U I J ターンによる起業・就業者等創出事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

別記第4号様式 (第6条関係)

年 第 号
月 月 日

様

鋸南町長

U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったU I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金については、審査の結果、下記の理由により適当でないと認めたので、鋸南町U I J ターンによる起業・創業者等創出事業移住支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

理由

管理コード	
-------	--

別記第5号様式 (第7条関係)

年 月 日

鋸南町長 様

住所

氏名

印

U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあったU I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

交付請求額											円
振込先	金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫 信用組合			本・支店(所)						
	口座番号	当座・普通									
	口座名義人	フリガナ									
		氏名									
備考											